

第7章 計画の推進

1 推進体制

(1) 広島市うつ病・自殺(自死)対策推進連絡調整会議

自殺(自死)対策への取組においては、行政機関だけでなく、医療関係機関、報道機関、法律関係機関、産業保健関係機関、労働関係機関、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、事業主、民間団体など、様々な実施主体がそれぞれ役割を担っています。

このため、様々な実施主体が各自の役割を果たしつつ、相互の連携・協働を図るため、「広島市うつ病・自殺(自死)対策推進連絡調整会議」を開催し、定期的に情報交換を図るなどして、この計画の推進に努めます。

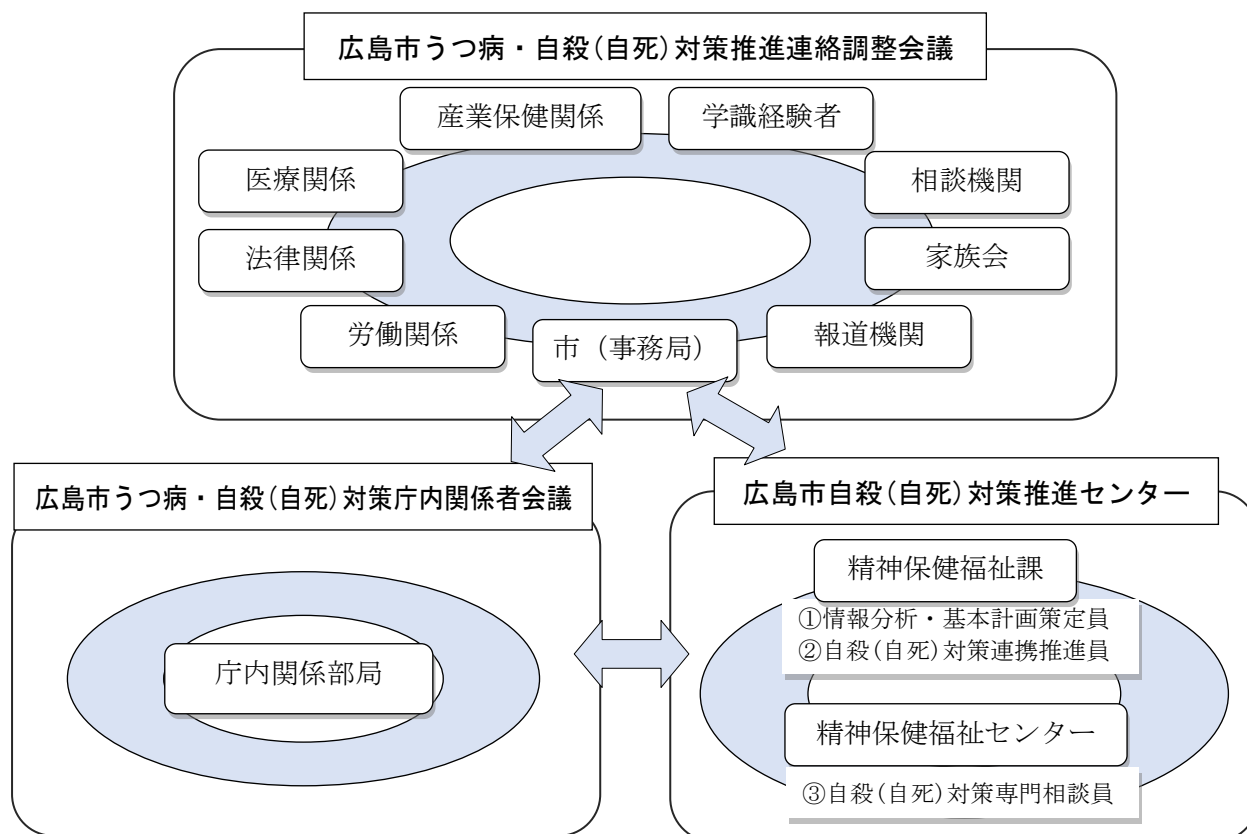
(2) 広島市うつ病・自殺(自死)対策庁内関係者会議

自殺(自死)の背景には、「健康問題」、「経済・生活問題」、「家庭問題」、「勤務問題」など様々な社会的要因が複雑に絡み合っており、また、若年層、中高年層、高齢者層といった各世代を通して、総合的かつ効果的な取組を行っていく必要があります。

このため、本市の関係部局で構成する「うつ病・自殺(自死)対策庁内関係者会議」を開催し、連携して全庁的な取組を進めます。

(3) 広島市自殺(自死)対策推進センター

本市の実情を踏まえた自殺(自死)の実態把握・分析を行い、支援対象を明確にした上で、自殺(自死)対策に特化した一体的な支援が効率的に行える体制を構築するため、平成29年度(2017年度)に設置した「広島市自殺(自死)対策推進センター」を運営することによって、自殺(自死)対策を更に直接的かつ継続的に推進します。

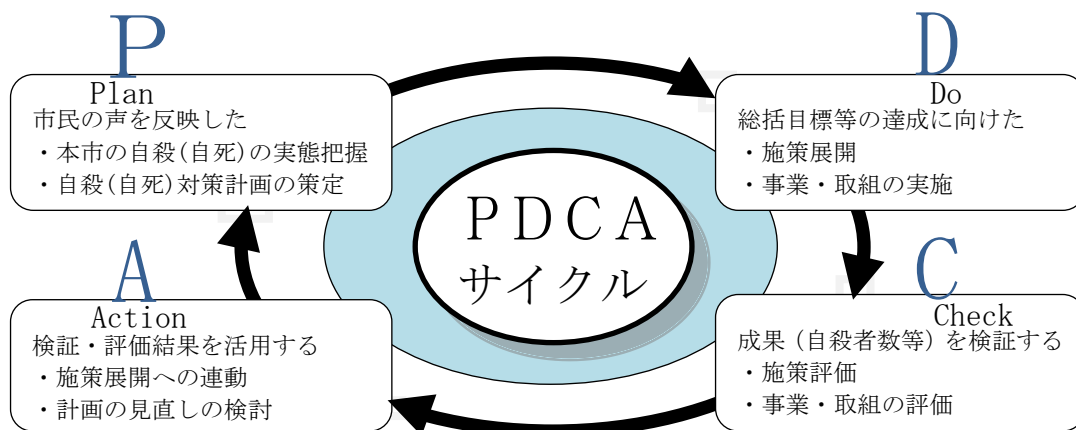


2 計画の点検・評価等

計画の実効性を確保するために、PDCAサイクル(※)の視点に基づき、毎年、計画の執行状況等を点検・評価し、適切な進行管理を行います。

なお、点検・評価等に際しては、「広島市うつ病・自殺(自死)対策推進連絡調整会議」等の意見を聴くとともに、市のホームページ等を活用して広く市民への情報提供に努めます。

(※) P : Plan (計画) D : Do (実施) C : Check (評価) A : Action (改善) の循環とし、継続的な改善を推進するマネジメント手法



3 計画の見直し

計画期間については令和8年度(2026年度)までの5年間としていますが、計画の達成状況、社会経済情勢の変化や自殺(自死)をめぐる諸情勢の変化、国の「自殺総合対策大綱」の改定状況等をみながら、必要に応じて計画の見直しの検討を行います。